

平成19年度第2回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成19年8月3日（金曜日）

午後1時30分から

場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室



平成19年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成19年8月3日（金） 午後1時30分から  
場 所：宮城県行政庁舎11階 第二会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 安藤 朝夫 委員  
宇田川一夫 委員 大滝 精一 委員 濃沼 信夫 委員  
小林 豊弘 委員 山本 玲子 委員

司 会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成19年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。  
開会に当たりまして、小林企画部長よりあいさつを申し上げます。

企画部長 一言ごあいさつを申し上げます。  
本日は大変お暑い中、本部会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。  
6月20日に開催いたしました第1回目の部会におきまして、県の今年度の評価の原案を諮問をさせていただきました。その後、専門分野ごとに五つの分科会に分かれまして、大変熱心なご審議をいただき、さまざまなご意見を承ったと聞いております。各分科会の審議結果の報告と答申案のご審議につきましては、9月上旬を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。  
本日は次第にありますように、平成20年度から実施いたします新しい評価制度についてご審議をいただきます。  
ご承知のように、本年度から宮城の将来ビジョンがスタートいたしました。これにより、平成20年度からの政策・施策評価はこのビジョンの体系により行うことになるわけでございます。  
他県に先駆けて条例を制定し実施してまいりました、政策評価・施策評価であります。6年目を迎えて制度としては定着をいたしましたが、また一方で多くの課題も出てきているように感じております。このたびの改正の中では、これらを改善するための仕組みもできるだけ心に入れてまいりたいというふうに考えております。  
委員の皆様のご意見を踏まえ、よりよい評価制度にしていきたいというふうに考えております。  
本日も大変限られた時間ではございますが、十分にご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

司 会 本日の部会には、関田部会長を初め8名の委員にご出席をいただいております。  
行政評価委員会条例の規定により、定足数を満たしていることをご報告申し上げます。  
なお、林委員、水原委員につきましては、所用のため本日欠席の旨の連絡がありましたことをご連絡申し上げます。

それでは、これより議事の方に入ります。

関田部会長、よろしく願いいたします。

関田部会長 きょうは、暑い中、ご多忙の中、委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

総合政策型の行政評価から、ビジョン型の行政評価にシフトするというところで、その枠組みについてきょうはご審議いただくわけですが、総合型に比較してビジョン型というのは、ターゲットがあるいは領域が明確でありますけれども、世の中の動きとともにそれが必要な領域であるかどうかということも含めて、ある程度弾力的な対応をしなければいけませんし、またやるからには使い勝手のいいというか、価値のあるそういうものをつまみ使ってなければいけませんので、前回の総合型の行政評価の点も十分吟味しというか、参考にさせていただいて、新しいものも試験をいろいろいたしていただいて、いいものをぜひご審議いただければと思います。

それでは、これより議事に入りますが、最初に議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。前回、第1回では、大滝委員、濃沼委員をお願いいたしました。今回は、名簿順で小林委員、林委員のお二人ということでお願いすることになりますが、本日林委員がご欠席でいらっしゃいますので、山本委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてですけれども、当部会の決定に従いまして会議は公開となっております。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従いまして会議を進めます。

まず議事の「行政評価制度の改正案について」でございますが、資料1に出されておりますように知事から行政評価委員会委員長あての諮問がございます。改正案につきましては、政策評価・施策評価に関するものとなっておりますので、行政評価委員会条例及び行政評価委員会運営規程の規定によりまして、本部会において調査審議を行うということになっております。

また、その審議結果を行政評価委員会に意見具申するということになっておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。

それでは、改正案の内容につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 はい。それでは、私の方からご説明します。

今、部会長の方から、行政評価委員会との関連でご説明がありましたけれども、政策評価・施策評価についての制度見直しについては、今回初めてでございます。

評価制度についての見直しの知事からの諮問については、行政評価委員会、要するに親委員会の方で審議という形になりまして、その諮問の前提として担当部会、関係部会の方で検討しまして、その検討結果を親委員会の方に意

見を具申するという、そういうふうな枠組みになってます。

そういうところで、今回の部会の検討については、今回もしくは次回を含めて、9月の中旬くらいに行政評価委員会が開かれますけれども、それに部長の方から政策評価部会としての意見について具申していただく。その結果を踏まえて、行政評価委員会の方で検討して知事の方に答申する、そういうふうな運びになっております。よろしくをお願いします。

それでは、私の方からご説明します。

まず資料1については、諮問書です。きのう付けで大村委員長あてに知事から諮問があったということでございます。

次に資料2でありますけれども、今回の制度改正にあたっての、まず改正の理由ですね。これにつきましては、平成19年3月に「宮城県総合計画」を廃止し、「宮城の将来ビジョン」を策定したことから、来年20年度以降の行政評価、政策評価・施策評価は、「宮城の将来ビジョン」の体系により行うこととなる。「宮城の将来ビジョン」は、いわゆる「フルセット型」の計画から県の将来像と施策の方向性を定める「ビジョン型」の計画となったことから、評価の実効性を確保するため、政策評価・施策評価の基準や方法など、評価手法の見直しを行うものであるということでございます。

それで、改正の内容としては、政策評価・施策評価の基準と評価の方法です。要するに、行政活動の評価に関する条例施行規則の第6条と第7条、この2条項を改正するということになります。

改正時期は、来年4月ということになります。

それで、具体の改正の中身につきましては、以降資料にのっかって説明しますけれども、とりあえず資料5ですね。一番後ろに入っている資料5、これをちょっとお聞き願いたいんですが、各委員の先生方には事前にある程度ご説明していますので、時間がありますので説明はちょっと申しわけないんですけども簡略してご説明しますので、よろしく願いいたします。

まず経緯につきましては、今お話ししたように「総合計画」から「将来ビジョン」へということで、要は「フルセット型」の総合計画、要するに従前は総合計画タイプの評価体系を組んでいたということが、今回は「ビジョン型」の計画になったということで、その「ビジョン型」の計画に沿った評価の手法をとということになるんですということでございます。

それとあと、(3)について見直しの経緯等ですけども、計画が変更になったという部分と、あと今まで14年度以降6年間やってきた今までの経験則を踏まえて、改善の方向という部分もミックスした内容で今回見直しをしています。

それから、2番の政策評価・施策評価の課題等、現状と課題のところですけども、従前は評価項目の構成が複雑で、データ量も多く、評価原案の作成に多大な労力がある。

それから、評価データが膨大かつ内容が複雑でわかりにくかった。

それから、評価結果の活用が十分図られておらず、期待どおりの成果があらなかった。

それから、施策体系や指標の妥当性など、県が取り組んだ施策や事業の成果以外の項目も評価しているため、県が取り組んだ施策や事業の成果が見え

にくい。

それから、個々の施策や事業の評価より、施策群、事業群の評価に重きをおいているため、評価結果が施策や事業の改善につながりにくかった。

次に、2ページでございます。

指標を未設定の政策・施策があり、評価ができない政策や施策が見られる。これにつきましては、従前213の施策のうち、半分かりの103、104の施策しか評価ができていなかったという経過があります。

それで、(2)の見直しの方向性としては、評価をビジョン型計画に対応するため、評価項目を整理するとともに評価項目を再構築して、評価調書作成の簡略化・省力化を図る。

それから、施策や事業の課題・問題点をできるだけ明らかにし、対応策を明示する。

評価結果が、個々の事業の有効性・効率性の向上につながるよう工夫する。

すべての施策に指標を設定し、県が取り組んだ施策や事業の成果を評価しましょう。

それから、改正案の概要につきましては、お話ししたように評価基準と評価方法の変更ということでございます。

あと、シートについては追ってご説明申し上げます。

次に、5番目になりますけれども、新しい評価制度。それで、そのつづりの3ページの下側は従前の総合計画で今までやってきた評価のイメージ。それで、従前の総合計画につきましては、4分野ですね。くらし・なりわい・ふるさと・まじわり。これに12の基本方向がありまして、それに36政策、213施策がぶら下がっているんですね。その下に事業が張りついている。それで、今までの評価につきましては、政策と施策、ここの関係について政策評価、それから施策と事業の部分に関しては施策評価という形で今までやってきました。

今回の将来ビジョンは、20年度評価のイメージのところになりますけれども、宮城の将来ビジョンにつきましては政策推進の基本方向、これは三つになっています。その下に14の課題で整理されておりまして、その下に33の取組が入っています。それで、取組ごとに個別取組という形で、要するに今までの事業がぶら下がっているという形になっていますので、この大きな三層構造という形の評価の手法は継続しますということで、まず第1点課題と取組、ここの部分に関しては、政策評価という形の枠組みに整理しました。それから取組と個別取組、ここについては施策評価という形で整理したというところでございます。

次、4ページになりますけれども、4ページについては評価結果の反映ということでございまして、これにつきましては従前の評価結果の反映のフローと概ねなりましたということで、ただ反映の仕方がいわゆるある部分不十分な部分があったということで、今回の将来ビジョンの評価の諸手法の反映につきましては、関係部局と十分調整の上、反映が示されるよう十分検討した上でしていきたいというふうに考えています。

次、5ページ目につきましては、評価のおのおの項目について、今までと新しい評価手法がどうなのかという部分を整理した表でございます。これに

つきましては、ちょっとご説明しますが、実施の根拠自体については、行政活動の評価に関する条例、これに基づいて行います。評価の手法は、今お話ししたように、政策評価、施策評価、これについて行うものであります。それから施策の体系については、もちろんここは当然違ってくと。それから評価の対象については、今お話ししたように、将来ビジョンの14課題、33取組、それから392の個別取組という形ですね。

それから満足度調査に関しては、これも継続して実施します。ただ、満足度調査の調査項目については一部見直ししていますので、さらに鮮明化した内容で調査を予定しています。

それから、評価項目、評価基準につきましては、おのおの記載のとおりでございますので、これについてはシートの方で後ほどご説明したいと思います。ただ、施策評価の下の方に個別取組の分析という部分がありますけれども、今までも事業分析という部分はシートのある部分でやってきましたけれども、これについてはかなり拡充した形で、今回は個別取組の分析という部分のメインを考えておりますので、これについては後でシートでご説明します。

あと、公表、県民意見の聴取、行政評価委員会の意見聴取、それから議会への報告については、従前と全く同じでございます。それから、あと基本票についてはこれからご説明します。

それで、評価シートのボリュームですけれども、従来約810ページありましたけれども、今回は今の事業ベースで約538ページという形で、おおむね3分の2のボリュームに絞り込んだということでございます。

以上が改正の方の骨組みの話でございます。

次に資料4、これで具体的評価手法についてご説明いたします。資料4の6ページになります。これが今回の評価のまずベースとなる部分ですね。これが、事業分析シート。これにつきましては先ほどご説明したように、将来ビジョンベースですと重複事業がありますけれども、約400弱の事業があります。それにつきましては、おのおの1枚ずつこの事業分析シートという部分で評価しましょうということでございます。個別取組の状況に関しましては、内容、対象それから手段、目的ですね、これについておのおの活動指標と成果指標、これはなるべく記載するように、枠組みとしては決めております。それから、個別取組の分析のところで、必要性、県関与の妥当性、有効性、効率性、取組の目的への貢献度という形で、それで従前はここの必要性、妥当性、有効性、効率性、これについては施策評価の方の事業群という形で従前評価していました。今回は、群という評価というよりは、個別事業の評価という部分に重きをおくという、先ほどお話ししたようにビジョン型ということもあるので、個々に重きをおいた関係で事業分析シートの方に個々の評価項目を持ってきたということで、単一事業一個一個についての必要性、県関与の妥当性、有効性、効率性、それから取組の目的への貢献度という部分を分析しましょうということでございます。

それで、この評価を受けて、個別取組の方向性という形で、個別取組の次年度の方向性としては、継続もしくは休止・廃止、他事業と統合という形で、次年度の方向性を示して、そしてこの個別取組の今後の課題もしくは改善事

項があればここに書いて、あとどのように対応するのかというところまで明示しましょうということで、当然翌年度になれば前年度に評価した対応方針が翌年度までの1年間でどのように見直したかという部分、当然これは記載して評価に整理するということになります。これが事業分析という形で、一番最初はこちらを整理する。

これが終わったあと次に、2ページ、3ページになりますけれども施策評価、こちらにくるわけです。これが、従前の施策（取組）評価という形になってますけれども、こちらについてはこういう形で、33ごとにこのシートを整理しましょうということです。取組の目的、その実現のために行う取組の方向、それから事業費、取組に関する社会情勢等の状況、満足度調査結果がきて、目標指標等の状況、目標指標につきましては、行動計画に105の目標指標等設定になっていますので、それを取組ごとに持ってきた。それで、この目標指標については、従前ですと1施策に1政策評価指標が設定になっていましたけれども、今回は取組ごとに一つといわず、例外的に一つというものも1取組ありますけれども、おおむね二つから四つとか五つ目標指標がそれぞれ枠組みとして設定になっているということです。

この目標指標等の状況については、目標指標等名、それから目標値、実績値、達成度、それで従前なかったんですけども目標値の設定根拠までここで明示しましょうということを目途にしております。あと実績値の分析、それからここは結局県だけで決めている話なので、そうでなくてこの数値に客観性を持たせるといふ意味合いもあって、全国平均値や近隣他県等との比較という形で、ここで他県等の状況もしくは全国平均の数値を明示して、宮城県の方で使っている目標値、実績値がどういう位置づけになるかという部分で、客観的な位置づけで評価をしましょうという部分で、この部分については新しい欄を設けているということです。

次4ページになりますけれども、ということでこの取組の成果、要するに進捗状況としては、目標指標等、満足度調査結果、社会経済情勢等から見て、この取組の進捗状況はどうか。順調なのか、おおむねなのか、ややおくれしているのか、おくれしているのか、という形で整理しましょう。それで、どういうふうに評価したか、その評価の理由をここで明示しましょうということです。

それで次に、この取組の課題・改善が必要な事項としては何なのかということで、まず第1点に先ほど事業分析した内容が4ページの下側に内容的に戻ってきますので、これらを全体的に検討しまして、この取組を進める上で事業構成が妥当なのかどうか、要するに例えば抜けているような事業があるんじゃないのかという、そういう分野の観点から個々に見直しの必要性があるのかどうかというように形で評価しましょうということです。それで、あとその取組の課題・改善が必要な事項があれば、その対応方針等を明示しましょうということです。

次に、取組及び個別取組の次年度の方向性については、個別取組の状況は事業分析の方から持ってきてまして、一番右側の事業の次年度の方向性、これについてはこの取組評価が終わった段階でその進捗状況等を総合的に評価して、どの事業を優先させるべきかというところを評価しましょうということ

で、この取組評価の部分の優先という部分に関しては、先ほどの反映状況という部分にも関係してきますけども、この部分は要するに取組という施策、その要するに上の枠組みから見ておのおのの事業について優先権を持たせたとかというふうな評価をしましょうという枠組みで、ここは予定しています。それで、この事業がなぜ優先かという部分については、一番下のところ、取組を構成する事業の次年度の方向性という部分を明示しましょうということです。

あとそれから、5ページ目については、満足度調査の分析シートということで、これについては従前はシートは4枚から5枚くらいになっていましたけれども、とりあえず今回は1枚だけ示しております。

それで、その施策評価が終わった段階で最後に政策評価、1ページになりますけれども、要するに14の課題ごとに県の大枠として、この政策、要するに課題ごとに、その進捗状況はどうかという部分を評価しましょうと。ここでは、政策推進の基本方向としては、各政策にぶら下がっている、要するに取組にぶら下がっている目標指標等の状況ですね、これについて達成度をすべて書いて、それから取組評価の進捗状況も総括を記入する。それで、ここで総括的にこの政策として進捗状況はどうかという部分を評価して、その評価の理由、それから成果の状況等を記入して、そしてこの課題の改善点等があれば、この部分も記載するという形で事業分析、施策評価、政策評価という部分をシート構成したということでございます。

それで、このシートの内容につきましては、従前各部会からのご意見、それからいろいろなご指導を承っていましたし、それから評価室の方で、そういう部分を踏まえて、それから各部局の意見も十分踏まえて素案をつくって、その素案を各部局に示してご意見をちょうだいしました。そのご意見を踏まえて、最終的なきょうお示ししている案にとりまとめたということで、各部局の意見も十分踏まえた内容でこの案をまとめたということでございます。

ということで、今説明したような評価の事業分析、それから施策評価、政策評価、これを規則的に整理しますと、次の資料3になりますけれども、資料3の行政活動の評価に関する条例施行規則の第6条と第7条ですね、その部分を改正するということになります。

それで、まず第6条につきましては基準関係ですけれども、従前第6条の政策評価は四つの基準で評価していました。まずは施策設定の妥当性ですね、それから政策評価指標の妥当性、あと有効性、県関与の適切性。それから施策評価について同じように4項目、事業設定の妥当性、有効性、効率性、県関与の適切性。これを今回の評価シートの内容に照らして規則の改正という形で整理しますと、かなりすっきりはしたんですけれども、第6条第1項、第2項とも内容的には「目的の実現に向けて成果があるかどうかを基準として行う」ということに整理されたということでございます。

それから、第7条の第2項、第3項については、同じような形で文言を整理すると、第2項につきましては、「政策評価は、施策の進捗状況等を定期的かつ継続的に把握し、及び分析し、前条第1項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする」。それから第3項は、「施策評価は、達成度、満足度等、社会経済情勢、事業の実績及び成果等を定期的かつ継続的に把握し、

及び分析し、前条第2項の基準に基づき、客観的に判定を行うものとする」ということとなります。

それで、従前第6条第2項で行っていましたが、要するに事業の有効性、効率性、県関与ですね。この部分は先ほどご説明しましたように、事業分析ということでやりますので、この事業分析については施策評価の一部分でございますけれども、第7条第3項の「事業の実績及び成果等を」という部分の、このところで公言されていますので、これについては評価の方の実施要領、ここで決めたいと。実施要領の中において次の観点から行う旨の規定を設けることとします。

それで、事業の必要性、県関与の妥当性、有効性、効率性、取組への貢献度という事業分析の方の5項目、これについては実施要領の方で定めますということで、そういう意味合いでは従前やっていた個々の項目については、規則からは抜けるけれども、実際の評価上はすべて網羅されているということになります。ただ、その扱いが従前は事業群という形でやってたやつが、今回は単一事業ごとにやりますという部分が違うということでございます。

雑駁な説明ですけれども、一応改正の中身については以上になります。

関田部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

改正の内容についてのご説明でございました。

それでは、今のご説明について、委員からいろいろご意見、ご質問をいただきたいと思えます。既にヒヤリング等で意見を出されていると思えますが、ほかの委員の方もいらっしゃると思いますので、それも含めてひとつのご意見をいただければと思います。はい、どうぞ。

濃沼委員 二つほど申し上げたい。一見簡素化したようではございますけれども、依然として複雑ですね。

第1点は資料5の3ページ関連。政策を課題と、施策を取組と、また、事業を個別取組と言いかえられています。同じ意味を別の言葉で表現すると、混乱すると思えます。

我々は課題を評価しているのではなく、政策を評価しているんですね。条例には、政策と施策を評価するとある。課題と取組を評価するのではなくて、政策と施策を評価する。この言葉で統一していただきたい。言葉がいろいろ出てくるとどっちを使っていいかわからなくなります。

2点目は資料3の表裏の、資料3と書いてある方の改正後の下の方に で書いてあることがらです。改正前のものが実際にはほとんどなくなるので、この文言は必要ないと思えます。事業の必要性と県関与の妥当性ですが、事業の必要性は県の関与を考えた上での必要性を言っているわけです。つまり、事業の必要性はあくまで県がやる事業が必要であるかということを行っているのであって、県以外の事業の必要性を言っているわけではない。県関与の妥当性は当然事業の必要性の中に含まれると思えます。従って、1は2を含んでいると考えれば1と2を分ける、すなわち必要性、妥当性を分ける意味はほとんどないと思えます。

それから3、4、5も、effectivenessとefficiencyとcontributionを分けていると思われます。例えば取組への貢献度は、目的に貢献したかです。目的に貢献したかというのは、期待された成果があったのと同じです。言葉を言いかえてみても、同じことを繰り返すことになると思います。だから、必要性和有効性、成果の三つくらいで十分だと思います。簡素化を目指すのであれば。いくつもあると、前よりもかえって混乱を招くのではないかと思います。

さらに申し上げますと、資料4の一番後ろの事業（個別取組）分析シート、これは（個別取組）いらなと思います。文章が長くなるし。事業（個別取組）分析シートというときに、個別取組という文言は要らない。

評価のスケールは、必要性は三つ、それから県関与の妥当性は二つ、それから有効性が三つ。評価のスケールが二つだったり三つだったり四つだったりとまちまちです。一般に何々性というのは高い、中くらい、低いという表現になるはず。しかし、多くでレベルではなくて、日本語の表現になってしまっている。

それから ですけども貢献度のところで、現時点では判断できないというのがあります。現時点で判断できないというのは、それぞれにあると思います。ここでも簡素化ではなく複雑化している印象です、分析に整合性がとれない気がします。もう少しきちんとした形にしていきたい。例えば現時点で判断できないという項目をつくるのであれば、全項目に設けてほしい。

だけじゃないと思うんです。例えば成果があったかどうかでは、現時点で判断できないというのが当然あると思いますが、その項目がないんですね。以上申し上げたことを反映させた改正案にしていきたい。

関田部会長 非常に重要なご質問が3点ございました。

まず、県のご意見を承って、またその後はそれぞれの委員からご意見を承りたいと思います。

まず、県の方から、ご質問についてご意見をお願いします。

行政評価室長 まず第1点、政策 - 課題、施策 - 取組、事業 - 個別取組、これについては濃沼委員ご指摘のように、政策・施策・事業、これが従来の視点になっている評価のものです。それで、将来ビジョンの方は、課題、取組、個別取組という形になっていますので、実務的に職員にもわかるような形ということなので、今回は二重併記ということでございますので、そういう意味では将来ビジョンがらみということで、要するに評価は制度的に条例を根拠にしていますので、そういう意味では二重併記してもいいのかなという整理があって、これは二重併記したということでございます。

それから、先ほどご指摘の要するに第7条第3項の必要性、妥当性、有効性、効率性ですね。これの区分については、従前の条例施行規則の第6条に載っていた内容を今度でも盛っているということでございます。ご指摘の件については、部会の意見を踏まえて今後検討していきたいというところになるかと思えます。

それから、シートの方の各項目の評価の区分ですね。3区分になったり4

区分になったり、それから、現時点では判断できないという項目がありますけれども、これについては今現在の形で案という形で示していますので、やっぱり委員の方々のご意見を踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

関田部会長 課題、それから取組というのを、政策・施策というふうに表現してはだめなんですか。

行政評価室長 要するに、将来ビジョンはそういう整理にしていますので、わかりやすくという発想で二重併記しているだけなんです。なので、どちらかに統一ということであれば、それはそれでよろしいかと思います。

関田部会長 ビジョンの方からこういう名称でやっていますので、実質的には同じことですよね。まあ、行政評価の場合は政策・施策で体系化することが多いので、そういうのが一般的ではないんです。ほかの委員の方いかがでしょうか。先ほど三つのご意見がございましたけれども。

はい、どうぞ。山本委員。

山本委員 説明をお聞きしていて、事業評価の方から積み上げていくという構造でしたいということは大変よくわかって、こちらの方としても部分的には評価しやすいところがあるんですが、先ほど濃沼委員がおっしゃったように、この条例施行規則の文案を見ても事業評価というところでの改善指摘はできるんですけども、施策とかあるいは政策の方向性、あるいは構成の妥当性の評価というのは、このそれぞれの施策がうまくいっているのか、それぞれの事業がうまくいっているのかという評価からは、政策が妥当であるかどうかという評価はしにくい構造になっているんじゃないだろうかと、ちょっとそういうふうに思います。しにくいと言いますか、どこを評価するのか。あと改善点というのがありますが、これは今企画したものがうまくいっているかどうかだけ評価してくださいというふうに見えるんですね。その辺ちょっと、大卒の私どもに課せられた責務みたいなものが、従来とはちょっと方向が違ってきているように思うんですが、この点はどうなるんでしょうか。

行政評価室長 そこは、要するに総合計画のタイプから、これはビジョン型ということで総合計画自体の特性がちょっと違うので、そういう意味では従前、政策・施策の妥当性という部分が、ここに書いていましたけど、今回はそれははずしました。ということで、特に将来ビジョン自体は県として重点・優先的に取り扱うべき33取組という部分がまずベースにあって、そこに個別取組、事業がぶら下がっているということですので、そういう意味では取組相互の評価という部分も要素としては入ってくるということがありますので、そういう意味では従前の総合計画の体系と今回の将来ビジョンの体系が違うということなので、その違う特色に沿って今回の評価の見直しをしたということになります。

そういった意味合いから言えば、今山本委員がご指摘の施策体系がどうな

のかなという部分は、今回は評価の中身にはちょっと入ってこないということになります。

関田部会長 特定の政策・施策を取り上げているので、それ以外のことについての評価というのがあまりないわけですね。ただ、事業というのはいくつもありますよね。その事業の中でビジョン型のかかわりのある事業自身は評価するんですけども、そのほかのところは、一体どういうふうな評価になるのか。その辺もちょっと関連性があるんですよね。

行政評価室長 今回の評価の枠組みからいけば、将来ビジョンの計画の中しか評価対象に今はしていないということです。それで、従前は総合計画は、36政策の213施策があったんですけども、ただ実際今までも評価してきたのは213のうち半分の103から4なんです。それは、政策評価指標のある施策しか評価してこなかったということにリンクする話なんですけれども、そういうことになるし、それからもう1点、19年度ベースで、要するにことしお願いしていました評価については、評価のボリュームからお話ししますと、19年度ベースで重複除きですと416事業で、金額的に約950億円、総事業費。来年度評価する予定が、事業ベースですと400弱、390幾らで、金額的には870億円ということで、今年度19年度950億円のうち土地改良事業が約140億円ほど入ってますので、都合ことし評価したやつも約800億円くらいになっています。そういう意味では、今までやってきた内容と、今後この評価手法の見直しの中で対象としている事業、これも金額的には19年度と20年度の評価というふうに比べますと、そんなには対象が小さくなっているわけではないというふうに考えています。

関田部会長 他の委員の方で、先ほどの3点を中心に何かご意見、ご質問があればお願いします。資料3の一番左側のところで、濃沼委員からご意見があったんですけども、事業の必要性和県関与の妥当性、これを分けられた理由を、それをちょっとご説明いただけますか。これは一緒にしてもいいんじゃないかと。

行政評価室長 ここはもともと、事業の必要性和県関与の妥当性というのは、前のシートで別項目になっていたのです。

関田部会長 これは多分、事業の必要性というのは、財政的にどこが責任を持つかということとは別に、県がかかわるのか市町村がかかわるのかあるいは民間がかかわるのか、そういったことも含めて事業の必要性というのを出しているんじゃないかと思うんですね。県関与の妥当性は、その中で県がどこに分担するかということじゃなかったかと思うんですが、分けた方がわかりやすいのか、一緒にして議論した方がいいのかということになるとは思いますけれども。

今までやってきて、分けた方がやりやすかったんだ、それともいやだったとか、実際にやっておられる方のそういう思いもあったんじゃないかと。

事務局 私の方からご説明申し上げますと、必要性と県関与の妥当性ということで、事業自体の設定の仕方なり目的自体が、いわば合理的なのかどうかというようなことの見方と、あと、県関与の妥当性という観点については、いわば、当然県単独で事業をするというのもございますけれども、それに市町村と共同でとか、民間の方とか、そういういろいろな役割分担を踏まえて当然事業を進めるということになる性質の事業も多々あるということでございますので、このときそれぞれ役割の中でどの程度県が関与すべきなのか、財政的なものも含めてなんでしょうけれども、その辺についてはやはり事業の必要性、いわば合理的であるとかないとかも含めて、そこは分けて整理した方が評価しやすいのかなということで、この項目は一応分けてあげているということでございます。

関田部会長 ほかの委員の方で、どなたか。  
シートのご意見もあつたんですけども、その辺についてはどうでしょうか。これは、複数の評価視点で評価をするんですけども、それぞれの視点の評価はわかりますが、それをまた総合的に評価するとき、どういうふうな視点で判断するのかということとはちょっとわかりにくいかなと。その辺はどういうふうに思いますか。  
つまり、必要性であるとか有効性だとか、効率性だとかいろいろな評価をするわけで、だから総合的にどういう評価をするんだという部分についての総合評価の視点は、どういうふうに判断されるのかということです。

行政評価室長 6ページの事業分析シートのところですね。  
事業分析シートの総合という部分は、必要性、県関与、有効性、効率性、この部分は事業としてどういうふうに来てきたか、やろうとしたかという部分を評価していますので、最終的にはこの総括としては5番の取組の目的への貢献度、ここにつながってくる話なのかなというふうに整理しました。  
だから、従前ですと1から4番までで、適切もしくは概ね適切、課題有とかという評価だったんですね。今回は、将来ビジョンという形でビジョン型ということもあるので、この事業と施策という部分の関係からすれば、この5番の取組の目的への貢献度、ここがやっぱり、その事業としての最終目的だという整理になったので、総括評価とすれば今の部分に含まれるのかなというふうに整理しました。

濃沼委員 資料3と書いてある面ですが、施策評価は で政策評価の 、政策評価については はないのですか。

行政評価室長 ここは、事業分析のところをどういうふうに来ようかなという部分を表記しているだけなんです。

濃沼委員 改正前の政策評価については、4項目あります。妥当性、県の妥当性、有効性、適切性ですね。第6条の一、二、三、四です、政策評価はこの4種類で評価することが求められている。また、第6条の2の施策評価は妥当性、

有効性、効率性、適切性とある。

改正後は、政策評価については何とか性というのではない。どうして施策だけ何とか性があり、4項目から5項目にふえているんですか。

行政評価室長 これはふえているというか、要するに資料番号でいうところの資料4の6ページですよ。

濃沼委員 条文で規定よりも何とか性というのがふえたわけですね。これまでは妥当性と有効性と効率性と県の関与の適切性ですね。それがどうして改正後は1項目ふえ、それから表現も変わっているのですか。

先ほどの説明ですと、改正しても改正前の趣旨は残すと。条文としては変わらないけれども、趣旨は残すとのことでした。しかし、これでは趣旨は残らないし、新たな趣旨が加わり、表現を変えられている。

条例の趣旨を生かすのであれば、政策評価についても何とか性というのを用意するのがよいでしょう。

第6条をすっきりさせるのは一案ですが、その場合、は不要と思います。をつくるならば、政策評価についてもをつくってほしい。趣旨を生かすならば、前の条文にあるような4項目の表現をそのままやれば、継続性があり、前の評価と比較ができる。

簡素化するために第6条を改正するのであれば、はすっかり削除した方がよいと思います。そして、運用上何とか性というのを弾力的に評価のときに使えるようにしておいていただければよいと思います。

関田部会長 いかがでしょうか。

行政評価室長 このは条例施行規則じゃなくて、要領でもっている内容ですので、実際問題この事業分析シートの方でこのことをさして、要領でもっているだけなんです、そうした意味では。事務手続き上の話ですね。

濃沼委員 条例には盛り込まれないのですね。

行政評価室長 もちろんそうです。の部分、要領なんです。

濃沼委員 条例を変えるというところにあるので、条例の付帯事項みたいにみえます。

行政評価室長 要するにこれは、先ほどご説明したように、第6条第2項でやっていた内容も引き続きやるんですということを説明したくて盛っただけなんです。

濃沼委員 引き続きだったら4項目ですし、表現も違います。

関田部会長 ほかの委員の方、どなたか、ご質問ございませんか。

長谷川委員 先ほどのところなんです、この第7条の第3項で、先ほど濃沼委員の方

で必要性をかなり意見をお出しになったんですけれども、私もちょっとわからないのは、1番の事業の必要性というのをないということで判断しますよね。そうすると、この5番とほとんど同じなんです。上位の施策の目的云々なんて、全くこれと同じですよ。

ですから、1番と5番というのはどういうふうな違いで評価するのかなというのが、はっきりしていないんじゃないかな。もともと必要のないものを、幾らいろんなことで成果が上がったと言っても、その施策の目的が合わなかったら意味ないわけでしょう。じゃあないんですか。そうすると、1番が必要ないのか5番が必要ないのかわかりませんが、そういう意味からいうと、1番はなくても、それが5番の中でそれを施策の目的と合わないからというように表現されて、今までのような格好ではいけないのでしょうか。

関田部会長 1番というのは、アセスメントの評価じゃないですか。事前評価、事後評価というような、そういう意味ではないです。

今ちょっと問題になっているのは、条例改正をするに当たってどこが違うのかということの違いを明確にしなきゃいけないので、それだけ回答、ご説明をいただきたいと思います。

この表現のところで、さっき濃沼委員からご意見があったわけで。

濃沼委員 「設けるものとする」に該当しないのであれば、省いた方がよい。

関田部会長 右側に書いていたものの中に、この基本からくるものが入っていて、それがなくなっているのがこれがあるのでは。

行政評価室長 要するに、従前事業群という形でやっていたけれども、同じようにこれはならないということになって、事業分析という形でやるのは規則じゃなくて、規則の下の要領で、要するに事務手続を定める要領で、こういう形で決めますということの説明のためにここに載せているだけなので、条例施行規則だけここに表出なささいということであれば、以下を削除することはできます。

関田部会長 そうすると、条例に書かないということは要領ですから、こういう評価基準がこれからもどんどん変えられるという可能性があるんですね。

評価基準をもうとっちゃえと、これから条例に書いていないからということも可能になるわけですか。

行政評価室長 要するに、基準自体は施策目標の実現に向けて成果があるかどうかということが基準なんですよね。ただ、事業分析だけは具体的にこういう形で事業分析しましょうということを規定しているだけなので、実際のこのシートの部分を、ただ事業への県の内部の規則のような扱いで、要領という形で盛りますということだけです。基準をどうこうということではないんです。基準自体は、あくまでも条例施行規則第6条でいう目標に向けての成果があるかどうかという部分が基準になりますよということです。

関田部会長 理解されました。

濃沼委員 改正する意味は、基準を細かく書くことではない。簡素化が改正の最大の目的です。第6条は政策評価は成果があるかどうかを基準として行うものとする。表現としては細かなことは規定しない。この基準は、条例ではなくて実施上の取り決めのような形で対応できる。条項が条例からはずれるというのはそういうことですね。柔軟性を持って、基準は必要があれば加えることができるし、必要がなければ削除もできる。条例上からはずれるということは、それが最大のメリットです。そうでなければ、条例を変える必要はないと思います。基準の細目まで記述されている条例では評価しにくいということがあった。

条例の施行規則も柔軟性をもって簡素化した表現がよい。

行政評価室長 ではなくて、要するに政策評価・施策評価の基準というのは、従前は4項目であったと。ただ今回はビジョン型なので、基準としては成果があるかどうかという部分を基準としましょうという部分が、従前と全然違っている基準を持ってきた。

ただし、事業分析についてだけは従前事業群という形で評価した基準は、今回も事業分析については用います。ただ、追加している項目等がありますけれども、一応県の方の考えの整理としては、そういうふうな整理をしています。

濃沼委員 簡素化を重視すれば多くの何とか性というのは整理する必要がある。

関田部会長 ビジョン型になって、今までは政策総合評価型というのは政策・施策を中心に評価しているところがあって、事業評価も事業群として施策に関連する事業が下にくっついている。

今回のビジョン型というのは、どのくらい達成したかということを見る。そして具体的なコントロールにかかわる部分の事業を中心に評価するという方向転換しているので、見かけはちょっと似ているんですけども、そのウエートの置き方が全く違うんです。ビジョン型は事業中心の評価で、そこだけ評価基準がしっかりしていればいいんだと。あとは妥当かどうかということとは、総合的に判断する、多分そういうことだと思うんですよ。

それを運用する条例上は、こういう形にした方がやりやすいんだと、そういうことですね。

はい、どうぞ。

山本委員 ちょっといいですか。

それで、私先ほどご質問したのは、ビジョン型になったから成果だけ評価というやり方で、行政評価というのはあり方としてはいいんだろうかということ私としては皆さんにも考えていただきたいし、もしそうだとしますとこの施行規則は知事が変わるごとにこれがある変わるということになるわけですよね。そういう構造でいいんですか。

関田部会長　　すごくシビアなご指摘なんですけれども。総合行政評価型がいいのか、ビジョン型というか一定のマニフェスト対応的な行政評価のあり方がいいのか。山本委員のご指摘は、要するにマニフェストが変わるたびにこれが変わってくる可能性があるというご指摘なわけですね。

　あともう一つは、重点的な行政形成ビジョンをつくるという、逆の残された部分が評価されないというのをどうするかというのがあるんですね。今までの政策評価型というのは相対的に評価して、重点的な分野に資源のトレードオフを行う、そこが全体的な評価の中でわかりやすい部分がある。重点的な領域をつくってビジョン型にしてしまいますと、その残りの部分の評価がありませんので、その残りの部分がトレードオフをどうやって根拠に基づいてやるかという問題があがってくるんですね。先ほどの山本委員のご意見も、そういうのも入ってるんじゃないかと思いますが。いかがですか。

行政評価室長　　とりあえず、今は評価は先ほどご説明したように、将来ビジョンの体系の中でということで、それで今現在県庁の中の実際の事務事業という部分に関して言えば、大滝先生が委員長をつとめてる行政経営推進委員会ということもあって、要するにその部分のほうでは、県の方の3千の事務事業、要するに重点事業ということは、こちらの評価部会の方にかかる事業以外の事業については、県の財政の見直し等で、一件別事業と県関与の部分と、それから予算が圧縮できるかできないかという部分の検討は別途やっているんですよ。

　ただしそちらの対象からは、評価の方にかかる重点事業、その部分ははずして今審議している。そういうふうな、とりあえずは枠組みに今なっています。そういうことで、関田部会長のご指摘の将来ビジョンからはずれた件の方ですね、いろいろな施策とか事業というのは、どうするんだという部分は、とりあえずは今の段階ではちょっと白紙なんです。とりあえずは、評価ではあくまでも将来ビジョンの枠組みの中でだけの評価制度という整理をしています。

関田部会長　　もうちょっといろいろな問題があるんですけども、大滝委員、何か補足ございますか。

大滝委員　　ちょっと、そういうふうに私に言われても、私も非常に困ってしまうんですけど。

　別に、私自身が県のほかの事業について最終的な責任を持っているというわけではないんで、たまたま私のその行政経営推進委員会の中では、今個別一つ一つの事業の見直しをして、それもどちらかということここに載っている言い方だと、県の関与の妥当性みたいな話なんですね。つまり、どうしても県でやらなくちゃいけない仕事なのか、場合によっては民間に出したり、あるいは国とか市町村とタイアップしたり、場合によっては市町村の中でやってもらった方がいいんじゃないのとかという、現段階ではそういう仕分けをやっているという感じなので、こことどう結びつくかという話は、ちょっとなかなか難しい問題だと思うんですね。

　それから、私個人としてはここで挙がっているような、何というか選択的

に政策・施策をビジョン型で描いているという部分と、それからそれ以外にも当然県の仕事なり事業なりとしてやっている部分というのを、どういうふうにして統合的に結びつけるかとかというような意識で行政評価委員会もやってるわけでは必ずしもないので、そのことはちょっと今突然聞かれても何と答えたらいいかなと。そういうことなんですね。

関田部会長 何もしないというのは、やっぱりほかの事業とビジョン型の関連事業との間での評価のかかわりがなくなってしまうので、何らかの形でそういう評価があるというのは、非常に参考になるとか。または、ビジョン型にシフトするということは公式のことですので、総合評価型がいいか悪いかというのは、分業のやり方によっても違います。今までの総合政策評価型は、どちらかと言うと評価体系もきちっとできてなくて、なかなか運用しづらかった面もあるんですね。行政評価のビジョン型もいろいろ問題があると思いますが、その中でどういうやり方でやるのが本当にいいのかという、そういう段階でのご議論なので。

企画部長 山本先生がおっしゃったことは、極めて大きな問題です。実は今回従来の総合計画をビジョンに置きかえたということに伴って、評価のやり方をどうするかということを中心にいろいろ議論したわけですが、そのときにそもそも評価の対象になるものが大きく変わったんだから、評価の根拠となる条例、そこまでさかのぼって変えてもいいんじゃないか、あるいは変えるべきではないかというふうな意見もあったんですが、ただそこまでやりますと、山本委員がおっしゃったように、じゃあ知事が変わるたびに評価の大もとである条例が変わるということでもいいのかという議論にもなるわけでありまして。

したがって、今評価の根拠として大もとに条例があり、そしてその条例施行規則があり、そして具体的な進め方を定める要領があるという形になっておりますが、ですから、今回総合計画からビジョンに変わったといっても、その大もとになる条例には手をつけない、条例は変えない。条例に基準をもとに具体的な評価のやり方を定める施行規則、そこで必要な最小限の手直しをするということに対応しようというふうな考え方に我々は立ったわけです。そういう中で総合計画からビジョンに移行するという中で、ビジョンに即した評価のやり方を導入していくということで、整理しているという考え方でございます。

関田部会長 いかがでしょうか。

長谷川委員 今私が一番心配しているのは、今のいろいろな問題も確かに大切なんですけども、実際私たちが来年以降行政評価でいろいろ検討したいと思ったときに、今までですと目的の指標というのがあったんですけども、これはあまり施策だとか政策に関係ないので変えていこうということで、変えるような方向にあったんです。ところが、私は環境なんですけれども、環境の中でたくさん指標が載っておりますけれども、果たしてこの指標がこの全体的な

一つの取組をやるのに、果たしていい指標かどうかについて、ちょっと疑問があるんですね。

そうしますと、先ほど山本委員もおっしゃっているように、もう決まっているとすれば、もうこれは我々を変えられないんだと。そうすると、私たちがからすればこの出た指標だけで評価できるかということが、非常に疑問というか問題があるような気がするんですけども、そこら辺はもうこれは例えば取組だとかそういうものはすべて決まっていて、それ以上は我々の方では変えられないというふうなことで、断言できるということなんでしょうか。

関田部会長 その辺、いかがでしょうか。決まったわけではないんですね。

政 策 課 指標につきましては、33の取組に掲げられている指標と、その下にあります個別取組に掲げられている指標の2種類ございますが、3年ごとの行動計画の中での33の取組に掲げられている目標指標の方は、行動計画を3年ごとに見直すときに、見直しとか成果とかを検討することになるかと思えます。

その個別取組の方ですが、これは個別取組に掲げられている事業と申しますのは県の重点事業ということになりますので、こちらは毎年翌年度の重点事業を選定する中で、個別の取組は毎年度、変わることになったりなくなったりいろいろあったりということで動くことになりますので、この毎年度の重点事業の見直しの中でこの取組は動きますので、その中で必要があればここに掲げられている指標につきましても、検討を加えることになるかと思えます。

長谷川委員 今みたいなことでこのビジョンがありますよね、ビジョンですから、ある程度フィックスされているという感じがしたんですけども、今のお話ですとかかなり流動性があるということで考えているんですね。

先ほど私が言ったのは、例えば先ほどの第7条ですけれども、この必要性がありましたよね。必要性というのは、逆に県の方で必要性を最初にとり入れたということは、いろいろな取組が果たしてその状況によって必要性があるのかどうかということ判断して、それで次年度以降採用しないとかがということも考えて、これをやったということでしょうか。そこら辺が、今出ている必要性と今のお話と、どういうふうにドッキングするのかなということなんです。

行政評価室長 必要性は、アセスのほうの。

長谷川委員 アセスというか、取組はたくさんありますよね。個別取組ですね、事業はたくさんあって、事業の中で場合によってはその必要性があるかどうかもここでやっていくわけでしょう。そうすると、その必要性がないというか、あまり必要性ないよといったときには、これは採用しないでいくようなことが、県ももうそれは切っちゃって、次年度以降はその事業はしないことになっていくということですか。

行政評価室長 それは、要するに事業分析シートの必要性ではなくて、5番の取組の目的への貢献度で最終的に例えば貢献しなかったときですね。それで、その事業自体がどうしてもなかなかうまく進まないの、最終的に個別取組の次年度の方向性で、休止・廃止というような場合もある。

長谷川委員 それは、1番とどういう関係ですか。1番は、実際取り組む目的と社会情勢から見て、この必要性がなくなったというのが、必要性の中で最後にある「必要性がなくなった」と書いてあるんですよね。そうすると、ある事業で、必要がなくなりましたということになると、ほかの2、3、4、5はあっても関係なく、次年度以降はあまりそれを検討しなくてもいいのでしょうか。それがもしそういうふうでなければ、5番でいいわけですよね。1番はなくてもいいのではないんですか。

濃沼委員 条例で変えたいのは、ビジョン型すなわち、成果に重点を置きたいということですね。ところが、評価の方法は今までのオーソドックスなインプット、プロセス、アウトカムの3つの評価が残っている。これからはアウトカムに重点を置く。条例に示されたように成果のみを見るのであれば、成果だけが評価にならないといけない。評価票はその形になっていない。

提案ですけれども、条例の改正案を「政策の目的の実現に向けて必要性、効率性、成果等を基準として行うものとする」としてはどうか。改正案は成果だけを評価しなさいと言っていますが、それだと、なかなか評価ができないと思うんです。成果の出ないものもあるし、プロセスが大事だというものもあるわけです。

条例に成果だけとしてしまうと、委員会としては評価がしにくくなる。インプット、プロセス、アウトカムを基準として評価を行うという意味で、必要性、効率性、成果等を基準として行うとあれば、その方が評価自体やりやすい。

成果だけでやるなら、このシートにはならない。インプットも含めた必要性まで評価しているからです。必要性がないものを、成果があるかどうかと云って意味がないですね。必要があることを前提に成果を見るといふのであれば、必要性があるか評価する意味はない。

最終目標は、成果だと思いますが、多くの事業は成果をすぐに評価できるとは限らない。やはりインプットもプロセスも評価することでその事業の位置づけが明確になる。

ビジョンも、もちろん規則も、成果がすぐにできるとは限らない。成果に向けて年々進捗しているかどうかということを見ることが、結果的には成果に通じる。オーソドックスなインプット、プロセス、アウトカムを評価する方向の施行規則改正案にしていきたい。

関田部会長 評価論としてはそうですね。例えば、成果はあるけれども効率がものすごく悪いんだと、そういうものを再評価して、適切であるとかかなりの……。評価基準というのはその他もいろいろな視点があるわけで、アウトカムばかり評価できるというような話ではないですから。

ですから、成果が本当にある、成果と書いてあると、アウトカムだけという意識をみんな持つようになると思うんですね。これまでのような評価の仕方というのにも必要だと思いますが、いかがでしょうか。他の委員さん。そういうふうになるとするのは、別に問題ないんじゃないでしょうかね。成果も重要でありますけれども。

行政評価室長 そうすれば、第6条第1項、第2項。ただ現実的には、シート上その基準というのが明らかにはなっていない。そういう意味では、ちょっと言葉は悪いんですけども、遠慮した形でこの規則になったという部分もあります確かに。

関田部会長 だから、中心がこのビジョン型は事業評価を中心に組んでいるので、評価もそうなっちゃうんですね。最終的にやっぱり考えなきゃいけないのは、政策・施策のレベルでどうだったかというようなこと。それは、必要性というところで出てくる。そういう視点から、ここも実は必要だからやってくださいということですね。そのもともとの何をすべきかということが明確にないと、事業に何を期待するかわからないんですね。だから、ちょっと成果だけというのは誤解を招くのではないかなと、そういう気がします。

安藤委員 私社会資本ですけども、社会資本みたいなストック形成型のものと、例えば仙台空港アクセス鉄道ができてしまうと、事業廃止になっちゃうんですね。そういうような性質のものというのは、やっぱり後半部でしか評価はできないと思いますね。

関田部会長 成果でアウトカムで、想定された利用者が幾らというような、（「事業は廃止になってるんですけどね、その時には」の声あり）事業の最後のアウトカム……。

安藤委員 いつも有効性と効率性の違いがよくわからなかったんですが、こう書かれますとますますわからないんですが。つまり、効率性のほうは成果を下げないで事業費を削減することができないかなんですけれども、有効性になると呼び方をちょっと変えますと、同じ事業費で成果がさらに向上する余地があるかと書いてあると思うんですね。二つは、どう考えても同じに見えるんですが。だから、成果のさらなる向上余地はあるかというのは、ちょっと費用の部分で考えてみればそういう解釈もできますので、あまり違いはないような気がしますけれども。

関田部会長 有効性でその話をするとすれば、民間レベルの成果を設定するような、そういうのはあるかもしれませんね。効率性というような場合、投入資源に対して成果がどのくらいであったかと、そういう基本的な考えになります。

安藤委員 ただ、事業の必要性和関係の妥当性も含めて、何か近い評価がやっぱり多いような気がするんですけども。それで新しい評価では、結局個別事業

ごとに全部丸をつけて回るんですね。必要性が云々という部分で。

そうすると、今の評価だと施策単位の事業群で評価していますから、実際は評価すべき項目がものすごくふえると思うんですけども、そのあたりはどうお考えでしょうか。

関田部会長 だから、体系的にはその項目数は減ったかに見えるんですけども、実際の作業量が膨大なものになる可能性があって、特に事業評価となると評価の……。

行政評価室長 ただし、一番最初の入力は大変ですけども、ある程度初年度入力すれば、その変更になった部分だけ修正すればいいので、2年度目以降は、かなり省力化になる可能性があるかと。

関田部会長 これは、アセスメントの評価だけでも、結構大変だし、最後の成果、効率の評価を……。

濃沼委員 条例では政策と施策を評価するようになっています。どうして、事業を評価することになるのですか。

今までどおり施策を評価するために事業を見ていくということはあります。事業を評価するという形にすると、委員会の性格が変わってくるのではないかと思います。

行政評価室長 だからそこは、施策評価のある部分という形で、だから事業評価じゃなくて事業分析と。

濃沼委員 そうすると事業評価をやって、施策評価をやって、政策評価をやることになる。三重のことをそれぞれ細かな指標を使ってやっていくというのは、膨大な作業となる事業のレベルまで下げて評価を行うというのは非現実的と思える。それをまとめて施策評価することも難しくなる。

簡素化するのであれば事業レベルで評価するというのは、やめた方がよいと思う。やはり施策のレベルで評価すべき。その施策を構成する事業は一応見ていくけれども。必要性とか何とかを見ていくのは、施策レベルが最小単位と思うんですね。事業レベルまで下げちゃったら、三つの事業の総合でしょう。その三つの事業を施策として点数をつけるとなると、本当に大変ですよ。

しかも、今まで2段階だったのが3段階にふえるので、簡素化とは相いれない考え方ではないかと思います。

行政評価室長 要するに政策評価、施策評価の部分に関しては従前と比べたら基準とか、要するにシート上かなりコンパクトには……。

濃沼委員 コンパクトにはならないですよ。事業を個別に評価した上に、またそれを束ねる施策を評価しなきゃいけない。

事業に関して細かな情報いただいて、必要性など5項目について点数をつける。さらにそれを束ねた施策を評価して、さらにまた施策を束ねた政策を評価するわけです。そうすると、今までよりもかなりエネルギー必要になると思います。

行政評価室長 ただ、従前も事業分析という形ではやってたんですけれども、要するに施策評価の中で事業分析という形で、一個一個の事業についてはある部分は見えていたんですね。ただ、見る内容を今回は1シートに起こして、項目数も若干増やしてます。

濃沼委員 そうするために事業にひとつひとつ評点をつけないといけないんですね。今までは評価をせずに、大体おおよその内容を聞いて、そして施策として評価していたわけです。

行政評価室長 だから、その部分の群の評価という部分があったんで、逆に言えば改善とかそういう部分になかなか結びつかなかったという部分はあるんですね。

関田部会長 だから、コントロールする事業のレベルで評価しておかないと、うやむやになってしまうというか、具体的にどこをどう直せばいいかというのがわかりづらいから事業レベルにしたということですね。だけど、それはそれで、また大変なので。

濃沼委員 やっぱり事業レベルで評価するとなると、その事業について相当いろいろな情報を得ないと、軽々には評価できないと思います。一つ一つの事業に一定の時間をかけないと。それを束ねる施策はどう評価するかという問題もある。事業ごとの評価ですと、Aという事業は相当いい、Bという事業は相当悪い、では施策としてはどう評価するのか、迷いますよね。

そういうことを考えると、今まで以上にエネルギーが必要となる感じがします。

関田部会長 事業評価自体がなかなか大変だと、私も思います。それを、重点的にたくさん事業が挙がっていますので、それをしっかりやってくださいということですよ。

ほかにどなたかご意見。はい、どうぞ。

宇田川委員 今の話から、その部分も入っちゃうんですけれども、資料4の6ページの中で、個別取組の分析で、第7条の第3項と関連あるんですけれども、その中で分析の方法を見ると、3段階の評価と2段階の評価がありますよね。高い・低いだとか、妥当だ・そうでない、そういうことで我々は分析を求められると思うんですけれども、多分ここでの議論以前の問題だと思うんですけど、特に、2段階でこれ評価を完全にちゃんと客観的に分析できるかどうかということを、今後検討していかなくちゃいけないのかなという気がいたします。

それから、もう一つのこれは言葉の表現だと思うんですけども、ぱっと見たときに「向上の余地がある」と、その下は「向上の余地はない」と、二つ目は非常に逆転項目みたいなので、非常に見にくい表現だと思います。その辺をうまく統一するような表現をしていただきたいなというふうに思います。

安藤委員　　もう一つ、手段と目的の関係というのは実は直線的じゃなくて、今は体系は基本的には縦割りにできてしまうんですけども、一つの個別取組が複数の目標のために役に立つとか、そういう関係の評価が実は大事でしょうし、あるいは最初の一番上のレベルの課題あるいは取組でもいいですけども、取組相互間の距離が近いものと遠いものが多分あると思うんですけども、その辺の何か構造解析みたいなものを作ってからやった方がいいような気もするんですけど。

関田部会長　　大変難しい問題ですね。費用効果分析なんかやった場合の、投入する資源が変わっても効果が複数出てくる場合もあるんですね。だから、事業というのはそれぞれ一つだけの目標を定めているわけではなくて、複数の目標を設定して資源を投資する場合もあるんで。こういうふうに分離して、事業を評価していく場合、その辺の整合性とかがどうなるのかと。1本の事業で複数の目的を達するための事業を含んだらいいのか、それとも単品のような形でやっていくのか、その辺の問題も結構やっかい、こういうふうに分離していると。

行政評価室長　　今の行動計画の個別事業は、約290ほどあるんですけども、うち要するに複数の取組にぶら下がっているやつが60ほど、再掲事業と言っているんですけども。そういう形で、ですから単一事業でもシートが2枚になっていて、同じ事業なんだけれども、取組ごとにシートが、例えば二つの取組にぶら下がった事業であれば2枚のシートになる。事業名は同じなんだけれども、いろいろな部分が若干違ってくるといふ部分も想定しています。

安藤委員　　そうするとその個別取組が、それぞれについて適当なというか半分くらいの成果であると、そういう評価になって、両方合わせれば実はものすごく売り上げがあつていい事業である可能性もあるわけですよ。やっぱり、そのセクショナリズムを分けてしまうと、そういうところの評価がうまくとれなくなるかもしれませんね。

関田部会長　　その辺はだから施策の評価のところ、そういうところを判断してやることになると思うんで、その辺の論理体系がなかなか難しいんじゃないかなと。

安藤委員　　施策を超えてしまうわけですよ、一つの取組、一つの個別事業が。

関田部会長　　ある程度のルールのようなものがないと、自己評価と第三者評価でずれたり、第三者評価の中の委員でもずれてくる可能性があるんで、その辺をどう

考えるかという問題が大きいと思います。

長谷川委員 来年度どうしようかと頭を痛めているんですけども、実は今までですと大体目標というか指標に対する目標はどうなっているのかということで、評価を行政そして私たちはある程度考慮して考えていたんですけども、今度のは幾つかの指標がぶら下がってますよね。じゃあ今のままでの指標がいいか悪いかで、その事業が結果的にはよかったかどうかという評価ができるのかなという感じがします。

例えばたくさんの指標があって、それぞれが適切という評価されたその事業は、当然よいと判断されます。ところが、私の方の関係の中には改善されてなくてもよく評価されるケースがある。しかし、「これで本当にいいのかな」という感じがすることも出てきます。ですから、先ほど聞いたのはそんなんですね。

ですから今までであるような、ことしまで検討したものとたぶん違ってきますよね。そうすると、それで十分な事業が評価できるのか。それを十分に検討しないと、評価する私たちがやるときに、「行政がこうやりました、じゃあそれがいいですかどうか」となったときに、一つ一つの事業あるいは県で決めている指標に対してはいいかもしれないけれども、全体として評価はちょっと問題じゃないかなというふうになったときには、どういうふうな判定をすればいいか。内容的にはもっと検討しなきゃならないことがたくさんあると思うんですけども。

関田部会長 委員のほうから提案させていただいて。まあ少なくともアウトカムは変わらないので評価のしようがないという視点かと思うんですけども。だから、取組評価のようなところで、どうやってもそれが適正に行われたかどうか、多分そういうことでの評価になると思うんですけども。それから、事業とか施策の流れにのって……、その辺の上の記載は先ほど濃沼委員の方からも出た内容も書けばいいと思いますが、実際に実効性あるようなものにするために、どうしていくか。そのためにこう会議を開いているので。

濃沼委員 事業についての指標はないですか。

行政評価室長 事業ごとには、活動指標と成果指標、2本立てです。

濃沼委員 事業についても指標があり、施策についても指標があるんですね。2本立てなんですね。事業ごとに指標をつくるということですか。

事業ごとに指標をつくっていったら膨大な作業が必要です。

行政評価室長 事業分析シートの……。

濃沼委員 シートの中に指標が示され、事業ごとに記述するんですね。

行政評価室長 6ページの事業分析シートの上段に活動指標と成果指標を設定していて、

これは事業ごとですね。

それから、あと取組ごとに目標指標という部分があります。

ですから、正式には指標というのは、目標指標のことだけなんですね。

濃沼委員 今までの施策評価における指標とは違いますが、このグラフになるんですか。

行政評価室長 今までの政策評価指標と同じような形が、この目標指標になります。

濃沼委員 目標指標って何ですか。

行政評価室長 要するに、政策評価指標そのものです。

事務局 今まで政策評価指標という名前で資料の説明をしてきたところなんですけれども、今度は指標については「宮城の将来ビジョン」の行動計画の中に盛り込まれて、指標の名前そのものが目標指標ということにまず変更されているということでございます。

濃沼委員 その指標はすでに決まっているのですか。

事務局 どのページでもよろしいですけれども、取組ごとに目標指標等ということで、各取組ごとの行動方針の下に指標を全部提示しております。これが、今まででいう政策評価指標と言われているものに近いものなのかなということでございます。

それとあと、各事業ごとに業績指標なりどういうとらえ方にしたらいいのかというところはあるんですけれども、この取組の中にぶら下がる個別取組いわば事業でございますけれども、事業一つ一つについていわば指標化することができるものについては、極力目標的な指標ということで各年度ごとに掲げているということで、どのページでも結構でございますけれども、個別取組の内容の一番右側、21年のところに四角い枠組みでくくっているのが、それぞれの個別取組に、いわば事業で掲げている目標的な指標になります。

関田部会長 具体的にどこかページを指定していただいたほうが。

事務局 それでは、私が見ているところで恐縮でございますけれども、18ページ。18ページの取組6というところで、「競争力ある農林水産業への転換」という取組を掲げております。ここで、行動方針ということで、これは八つほど掲げておまして、これを実現するために事業が実施されるということでございますけれども、じゃあこれをどういう目安で管理していくか、あと進行結果を見ていくのかということにつきましては、目標指標等のところに6本の指標を掲げております。農業産出額なり林業産出額、これがこの取組6をまず評価するときの一つの目安として、この六つの指標でもって評価していくということになります。

それで、この取組6を実現するために、個別取組が以下にぶら下がっているとすることで、それぞれの事業一つ一つにいわば1番目の事業でございますけれども、「みやぎのおいしい「食」ブランド化戦略推進事業については、21年のところに、いわばロゴの使用申請件数、目標としては150件ということで、これは18年度からスタートしているわけでございますけれども、あと事業の特性によって19年度、20年度どのような数値を置くかについては、予算なりあと事業の進行状況について若干変わるのかなと思いますけれども、この場合は21年度の目標として150件という数値を置いているということでございます。

このようなスタイルで、各個別事業とも極力数値を置けるものについては、数値を置いている。あと数値化できないものについては、何らかの方法によってあげるようには努めたところでございます。

濃沼委員 事業を個別に評価するとして、施策についての指標は従前のものを使うのですか。

事務局 従前のものというか、今回は100幾つ挙げておりましたけれども100幾つの中で約50くらいは、今まで使っている政策評価指標をそのまま使っている取組のところはございます。

ですから今までは、120ほど指標を掲げて評価原案をつくったところでございますけれども、そこで今まで使った指標のうち50ほど、こちらの目標指標のところに転用しているというところでございます。

濃沼委員 事業における指標と施策における指標、この関連性はあまりないですね。そうすると、事業を一応評価しても、施策の評価につながらない恐れがある。事業評価はできるけれども、施策評価はまた事業と関係なく、指標に基づいてしなきゃいけない。そうすると、今までの作業プラス事業評価をやるということですか。イメージとしては、今までの倍の時間が必要ではないですか。

長谷川委員 関連するんですけれども、私も最初それを疑問に思いました。例えばこの18ページでいいんですけれども、最初の指標は農業産出額というのが出ていますよね。これがある程度増加するだろうということで、行政で計算して出します。それで出したものが、結果としてプラスになった。ところが、県の指導だとか努力によってなったかというのは、この後にある事業というか、下の方からはほとんど見えてこないのです。

そうしますと、この一つ一つの事業をいろいろ検討しても、また指標の方でもう一回別の検討をしなきゃならない。そういうことを、私は我々の方でやるとすれば二重手間、またこのデータがまた必要になっちゃうのではないのでしょうか。私は新しい方式によって簡単になると思ったんですけれども、行政として煩雑になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。

関田部会長 できるだけ、何とか業務に相当する時間を短くして、使えるような中

身の行政評価にしていくというのがねらいだったと思うんですけれども。このやり方だと、事業評価主体で行っていくんだけれども、絶対に時間がかかるんじゃないかと。そういう疑問がありますね。

今まではどちらかというと、主要な事業についてそれを群として評価してたわけですよね。今回は個別にどちらかというと生産高というか、富県10兆円にするとかね、その目標があるので、それに関連づけた事業の設計がやっぱり持ち込まれているので、そこはやっぱりしっかり評価したいというのがあると思うんです。だけど、その市場経済の中で評価できる部分と、そうでない部分もあるので、その辺の簡単にできるところとそうでないところもありますから。

アセスメントとしてどうなのかという議論と、やってみなきゃわからないんじゃないかというのもあるので。

濃沼委員 事業を評価するのであれば、条例を変える必要があるのではないかと。政策と施策を評価するための条例です。その参考のために事業のレベルまで下がって見ていったけれども、基本的には政策と施策を評価するための条例なんですね。事業を評価するのであれば、作業として事業を評価するのがメインになってくると思います。

一番問題なのは事業ばかり見ていると、全体像が見えなくなることですね。どこに資源を投入すべきかとか、それは政策とか施策を見ているとわかりやすいんですね。事業については一応説明を受けたけれども、全体の施策としてはどうなのかという判断ができたのは事業評価をやらなかったからです。条例に沿った委員会でなくなっていく恐れさえある。事業評価の委員会ですね。

事業評価をする場合、各事業の関係者に来ていただいて話を聞くことになります。そのための時間は相当かかると思うんです。そうすると、施策と政策の評価の時間はわずかになってしまうと思います。今までも個別の事業を聞いてみると、時間的に施策・政策が十分評価できなくなってしまう。

だから今までは個別のお話は聞くけれども、あまり立ち入らない。そうすることで、施策なり政策なり、全体像をとらえることができました。そのための条例ではないかと思うんです。ちょっと迷い道に入り込まず、条例に沿った形の委員会にしてほしい。

行政評価室長 主旨としては条例なんです。条例に沿った形で政策・施策を評価、ただし、従前やっていた事業分析の部分は、若干整理しました。

濃沼委員 条例に沿った形で評価ってやらないといけないと思います。だから、事業評価をやるのであれば条例を変えた方がいいと思います。

関田部会長 そろそろいろいろ議論がなされていますので、まとめる方向に集約をしたいと思うんですけれども。

まずは、基本的に新しいビジョン型の行政評価になっているんですけれども、政策・施策的な枠組みというのは残すということですね。これは間違い

ないんですよね。そうすると、先ほど濃沼委員がおっしゃったような、成果だけでなく必要性であるとか、効率性とか有効性等の評価基準に基づいて評価を行うというようなことは、やっぱり入れた方がいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。まずはその点。よろしいですか。

県の方は、いかがですか。そういうことでよろしいですか。要するに、アウトカムだけやっても、環境なんて問題は評価にならないんですよ、全部同じで。あるいは道路の社会資本整備なんかはすごくやりづらいんです。だから、成果だけというのは、恐らく生産高のような事業評価の中である程度使いますけれども、施策・政策のレベルで話しました。だから、事業評価は事業評価として、それなりの評価体系は多少持たなくちゃいけないと思うんですけれども、条例の基本的な考え方というのは政策・施策を中心にして、それを生かすために事業評価をやるということだと思います。

それで、従来は事業評価というのが漠然としていたために、どこをどう動かしていくかというときに、非常に不透明なところがあってわかりづらかった。それを、事業体系としてきちっと整理して体系化して、体制も立ててこういうことでやっていきましょうというようなことでいいんじゃないですかね。ただ、それはある意味では政策・施策の評価を明確にしたいというところがあったと思うんですよね。ただ、この条例の中にそういう方向での内容を少し、入れてみたらどうかと思いますけど。どうでしょうか。

あとは、先ほどのもう一つの重要な点は、事業評価は事業評価で明確なんですけれども、施策と政策の評価と事業評価の関連性をどうするんだというところがあるわけですね。施策の評価基準と事業の評価基準がどの程度整合性があるのか。そして、事業評価ってたくさんありますので、その中で、どういうものがあるんで、施策の評価に結びつけるかというのと、これは総合評価型でもなかなか難しいところで、きちっとしたルールはなかったんですけれども。

今回、特に事業評価が明確に出されてきたんで、それをどうするかという問題ですね。今までどおりやるにしても、事業評価にかかる時間が結構かかる可能性があって、これは部局の方でもそうですし、我々にとってもそうなんですけれども。その辺を何かわかりやすく、短時間で見えそうな形にするというのが、恐らく出されたこのシートだと思うんですけれども、これだとちょっとわかりにくいというようなご意見もあったんで、一つは課題が結構多いので、なおこの辺の問題を委員とそれから県の間でヒヤリングとか、この意見交換をしながら、まとめていったらどうかと思うんですが。

どこまでまとめていいのかわかりませんが、要はある程度まとまったらもうやるしかないということですね。やってみて、PDCAやるしかない。ただ、アセスメントしておいて、リスクが挙がっているのにあれなんで、その議論は十分した上でやっていったらどうかと思いますね。

あと、政策と事業評価の整合性ですね。そして事業評価をどこまでやるかという問題ですね。これは、今までの倍以上の時間負担に、県の方も委員の方もなる可能性がありますので、この辺をうまくどうするのかという問題もありますね。これについては、ちょっといろいろなアイデアもあるかもしれませんが、それからきょう林委員が欠席されているので、林委員の意見

もちょっと述べていただくといいんですけれども。

大滝委員 さっきのお話で、私の感じ方ですとあまり個別の取組のところ、一つ一つ、一件一件議論するとかというようなやり方は、あまりやらない方がいいんじゃないかと思うんです。特に今度の場合だと、取組やった部分のところがどのくらい効果的にやられるかというのがやっぱり大事じゃないかと思うんです。もうちょっと、施策を中心に議論をするんだけど、そのときに例えば個別の事業についてもこういうところで見えておく必要があるとか、この部分についてはちょっと全体を見て黄色い信号が出ていそうなので、そういうところについては議論をするけれども、この事業、個別の取組一件一件について全部議論していくとか、それから恐らくこれは進捗管理で3年ごとに指標がついているのがあるので、それはあるけど、ある程度好ましい方向に指標が動いているということであれば、そこについてあまり細かな議論で突っ込んでやるとかということをやっても、それはそんなに効果的だというふうには思えないので、少し施策を中心としてある程度時間を割いて、個別の事業についてはチェックをするとか、問題があるところだけ議論できるとかというような、そういうような進め方。

私もちょっとよくわからないんで、こういう個別取組分析シートというのをつくってもらおうということは、多分実際問題としては単価かもしれないけれども、実際事業に当たっている方はこれをやらないとどっちにしてもだめなんで、使わざるを得ないだろうと思うんです。ただ、それを我々が一件一件これ全部見てやっていくということをする必要があるかどうかというのは、もうちょっと議論すべきだと思うし、私はそれはそこまで、例えばこの取組6について見ても、個別の事業ってものすごい数あるんですね。それを全部見なくちゃいけないというような必要は、ないんじゃないかと思うんです。

関田部会長 今までは、政策・施策の評価においても、毎年すべてをやっているわけじゃないんです。重点的に何を見ればいいのかということをやっているわけで、同じように事業評価についても施策を中心に評価することによって、その中で重要な事業について評価すべき対象を選択して、それでやるというのはどうでしょう。だって、今までも政策・施策も選んでやっているんで。

小林委員 よろしいですか。私がいつもおつきあいするのは、一番件数の多い関係ですから、大汗かいてやる、この視点からまずお願いしたいので。ただし、非常に重要な事業がたくさん控えておりまして、事業内容がわかるということは大変ありがたいことなんですが、それを全部当たるということは、これはちょっと難しい。それは、時間をもっとふやすよとおっしゃっても、我々も、ちょっと時間はとりにくいという事情があります。

それで、先ほどからいろいろ意見が出ましたが、結果は我々がいろいろ評価したことがきちんと反映するかどうかという視点が、一番私は関心があるんです。反映しないような評価の存在であったら、これは意味はなさないわけですから。その反映の視点が、一番重点的に仕組みを考えてやり

たいということだと思います。それで、実際にこれはやっていませんので、まだよく頭に入りません。1回やって、問題点はいっぱい出てくるだろうと。

私は、先ほど言われたように総合評価からビジョン型と、こうすることでこころこころこころ変わって、前後関係を我々ちゃんとうまく表現できるかなという危惧の念を持っています。そういう意味では、成果のみをピックアップして取り上げるということは、ちょっと判断を誤るケースがしばしば出てきて、その前段階のところを加味してきちんと評価するような仕組みを継続していただかないと、難しい施策が相当出てくるだろう、こんなように思っています。

関田部会長      ありがとうございます。

そういういろいろ意見出されて何とか集約されそうですけれども、総合評価型も実は2年間試行をやっているんですね。評価の試行をやって、それで最終的にはこういうのはじめたんですよ。今回は総合評価型の今までの経験があるので、ビジョン型にシフトしやすいのかなと思っていたんですけども、結構ウエートが違うんで、それなりの考慮、配慮をしなければいけない問題ですね。

だから、先ほどのお話いろいろございましたけれども、やっぱり政策・施策の評価型の枠組みはあまり変えなくて、事業評価が必要であれば施策中心に重要な事業について評価していく、こういうことでどうでしょうか。今までは政策・施策の重要政策・施策について選択していたんですけども、ビジョン型というのは最初からそれ選んでくれているんですね。そういうのは尊重しようという形で進めていきたい。

そういうような発想ですと、今までと基本的な考え方はあまりはずれないので、非常に実効性のある評価になるかもしれないということですけど。どうでしょうか。

それで、林委員の意見をちょっと、今日欠席されてますので。

行政評価室長    重複している部分もあるので、その分割愛しますと、「個別取組の分析で調査に書かれている以外のバックデータを十分把握して審議のときに提示してほしい」と。それから、あと、「今回のシートは非常によくできている」というご意見。

それから、「分科会の構成をどうするのか、話として出してほしい」と、「今までの5分科会ではなく、33の取組を基準にどの専門家が必要か検討していくのもよい」というようなご意見をいただきました。

関田部会長      もうちょっと早く意見をいただいて……。分科会の議論はまだしなくてもいいですよ。きょうは基本的な考え方についての合意形成ということで、大体大筋な考え方は合意ができたと思います。

一つは、政策・施策体系の枠組みを尊重して、事業評価については重要な点を施策の評価の視点から選択して対応していくということやっていく。それに必要な条例の部分は多少修正していただいて、（「条例施行規則ですね」の声あり）施行規則、その中に入れていただく、こういうようなことを

中心に対応するという事だ。

あとは、細かくこの運用等についてはもう少し委員のお考えも伺って、たたき台をつくってそれを皆様に見ていただいて、最終的なまとめに入りたいと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、予定していた議題は以上でございます。次回の第3回の評価部会は9月4日火曜日の1時半からでございます。場所は4階の特別会議室で開催いたしますので、よろしくお祈りします。

本日ご欠席の委員の方には、事務局からきちと内容等についてお伝えをお願いいたします。

どうも、きょうはありがとうございました。

司 会 以上をもちまして部会を終了いたします。  
どうもご苦勞さまでございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名委員 小林 豊弘 印

議事録署名委員 山本 玲子 印